いせさき宮郷ジュニア女子ソフトボールクラブ規約

（目　的）

第1条　ソフトボールを愛好する女子に、正しいソフトボールのあり方を指導し、ソフトボールを通じて心身の発達とスポーツマンシップを理解させることに努め、規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を養成し、次代を担う女子の健全育成を図ることを目的とする。

（入会資格）

第2条　群馬県下の児童生徒で年長児以上（保護者の承認を受けた者）で活動する。

（名　称）

第3条　チームの名称は、「いせさき宮郷ジュニア女子ソフトボールクラブ」とする。

（組　織）

第4条　チームの組織は、以下の者をもって構成する。

1．選手　　ソフトボールを愛好し、保護者の承諾を得た小学生等で入団を承認された者。

2．保護者　　選手の父母等。

3．指導者等及び人数

1）代表　（1名）　チームを代表し、クラブ全体を統括し事務運営及びチームの発展に努める。

2）監督　（1名）　選手のソフトボール技術の向上及び選手としての基礎を養成する。

3）コーチ（若干名）　監督を補佐し、ソフトボール技術の向上及び選手としての基礎を養成し、監督不在の場合はその職務を代行する。

4）会計　（1名）　クラブの会計を管理するとともに、クラブの円滑な運営に努める。

5）会計監査（若干名）クラブの会計が適正に処理されているかを年末に監査する。

4．指導者の選出　　代表、監督の総意をもって決定できる。

5．指導者等の任期　　任期は特に定めない。

6．指導者等の解任　　指導者等としてふさわしくない場合は、代表が解任することができる。

（会　議）

第5条　チームに次の会議を設ける。

1）総　会　毎年1回1月に開催し、保護者及び指導者をもって、チームの運営に関する重要な事項を決議する。

2）臨時総会　代表者が必要と認めたときのみ開催する。

（総会の決議）

第6条　次の事項は、総会で決議（承認）を得なければならない。決議は総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって成立し、翌日から施行する。

1）規約の改廃に関する事項について

2）事業の報告及び収支決算について

3）事業の計画及び予算（案）について

（入会および会費）

第7条　入会申込書（別紙1）に保護者の署名および捺印し提出する。チームの経費として、会費を毎月2，000円とし、月末までに納入し、いかなる理由においても返金しないものとする。また6年生の会費は12月までとする。

（指導者等および選手の事故）

第8条　練習及び試合等においての事故、けがについてはスポーツ保険の範囲内で対応するものとする。（関係指導者等および選手は全員自己負担にて加入するものとする。）ただし、加入しない者については一切の責任を自己にて処理するものとする。また、移動時の事故等に関しても、運転者及び引率者は、その責任を保険で補償できる範囲外は一切負わないものとする。

（保護者会）

第9条　児童の保護者は保護者会を構成し、本クラブの運営と練習及び対外試合の運営補助にあたるほか、次の事に参加、協力する。

1. 遠征など移動時の車出し
2. グラウンド使用に関する用務
3. 児童の看護
4. 総会その他の行事等
5. 保護者会役員は、毎年次期最高学年の保護者を中心に協議選任し、総会において承認を得ることとする。

（年度及び任期について）

第10条　会計年度、役員任期等は毎年1月から12月までとする。

（激励見舞い）

第11条　本クラブの卒団生がソフトボールを続け、次に定める大会に出場するときは激励見舞いを行う。
但し、会計に余裕が無い場合は、できる範囲で行うとする。

1. 卒団生在籍の中学校ソフトボール部が各大会に出場。
   ・関東大会　ベンチ入り　1万円
   　　その他　　ジュース1ケース相当
   ・全国大会　ベンチ入り　1万円
   　　その他　　ジュース2ケース相当
2. 卒団生が全国高校女子選抜大会またはインターハイ出場。
   　　ベンチ入り　1万円
   　　その他　　5千円

2005 年 4 月 1 日　制定　施行
2018 年 6 月 15 日　改正
2022 年 4 月 1 日　名称変更に伴う改正